

(2) 別表(1～4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：鬼北町防災マップ)

当町の防災マップによると、町内を流れる広見川沿いで3m～5m未満の洪水被害が想定され、一部では5m～10m未満の地域もある。過去には、同河川やその支流が氾濫等によって大規模な洪水被害が発生した。

今後は近年の気候変動に伴い、集中豪雨の発生頻度や規模が増大することが見込まれており、洪水や土砂災害のリスクが高まっている。

(土砂災害：鬼北町防災マップ)

当町の防災マップによると、土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は、町内全域に点在している。愛媛県の資料によると、土砂災害警戒区域は585箇所、土砂災害特別警戒区域は531箇所あり、今後も被害の発生が懸念されている。

(地震：J-SHIS、鬼北町防災マップ)

当町のホームページの自主防災組織に関する記事によると、日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域における、今後30年以内の南海トラフ巨大地震発生確率は70%～80%と予想され、愛媛県の想定では、最大震度7、建物被害2,950棟(全壊)、死者176人と想定されている。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や芸予灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。

(その他)

当町は愛媛県の西南部に位置し、南は松野町、西は宇和島市、北は西予市、東は高知県梼原町、四万十町に接し、内陸部鬼北盆地の中央にあつて東経132度41分の位置にある。面積は241.87k㎡で、地目別では森林84.8%、農地7.3%、宅地1.3%、その他6.6%となっている。

そして、1,000m級の山地に囲まれた典型的な中山間地域であり、町中央部を貫流する広見川は四万十川の最大級の支流で、その他に三間川、奈良川等多くの河川が点在している。

気候は、太平洋側の気候帯に属し、夏は高温多湿で雨量が多く、内陸的な気候の特徴がみられ、冬は強い季節風と寒気に見まわれる。また、地形と河川の関係から、しばしば濃霧が発生する。年平均気温は16度、年間降雨量は2,000mm前後で、初霜は11月中旬、終霜は4月中旬まであり、緯度標高の割には盆地地形のため大雪の年には約40cm～100cmの積雪をみることがあるが、市街地の積雪も2～3日で溶けるところから概ね温暖な多雨地帯といえる。

また、当町は台風の常襲地帯で台風による災害、又は梅雨、秋雨前線等での大雨による災害の記録が多数ある。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

当町の地域防災計画等は以下を参照

- ・鬼北町地域防災計画（本編）
<https://www.town.kihoku.ehime.jp/uploaded/attachment/12758.pdf>
- ・鬼北町地域防災計画（資料編）
<https://www.town.kihoku.ehime.jp/uploaded/attachment/12759.pdf>
- ・鬼北町防災マップ（全域版）
<https://www.town.kihoku.ehime.jp/bosai/hazardmap/>
- ・鬼北町水害リスクマップ（愛媛県 HP）
（旧広見町）<https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/20875.pdf>
（旧日吉村）<https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/20876.pdf>

（２）商工業者の状況

- ・商工業者数 417 人
- ・小規模事業者数 352 人

【内訳：令和３年経済センサス】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	農・林・漁業	11	10	町内に広く分散している
	建設業	67	65	町内に広く分散している
	製造業	34	27	町内に広く分散している
	情報通信業	2	2	町内の中心部に多く立地
	運輸・郵便業	10	10	町内に広く分散している
	卸・小売業	135	106	各地区の中心街に多く立地
	金融・保険業	5	4	町内の中心部に多く立地
	不動産・物品賃貸業	10	9	町内に広く分散している
	学術研究・専門・技術サービス業	7	6	町内に広く分散している
	宿泊・飲食サービス業	35	31	町内に広く分散している
	生活関連サービス・娯楽業	54	51	町内に広く分散している
	教育・学習支援業	4	4	町内に広く分散している
	医療・福祉	21	9	町内の中心部に多く立地
	複合サービス	6	6	町内に広く分散している
	サービス業	16	12	町内に広く分散している
	合 計	417	352	

（３）これまでの取組

１）鬼北町の取組

- ・「鬼北町地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年２回）に実施している。
- ・防災備品として、役場庁舎に（食料、飲料水、懐中電灯、発電機、ガスコンロ、毛布、簡易トイレ、ゴミ袋等）を備蓄している。

２）本会の取組

- ・事業者BCP・事業継続力強化支援計画に関する国の施策の周知を図ってきたが、事業者においては補助金等に係る事業計画策定の方の優先順位が高く、同計画の策定が進まなかった。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。

- ・防災備品として、会館に（携帯飲食品、ヘルメット、懐中電灯等）を備蓄している。
- ・鬼北町が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

目標	目標 (R2～R5年度)	実績 (R2～R5年度)
スタートアップ型の簡易な事業者BCP策定	15社	0社
事業継続力強化計画認定	5社	0社
各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）	50社	42社

II 課題

現状、人事異動等でBCP策定等に関する専門的な助言を行える当会職員が不足しており、今後知見をもった職員の育成が急務である。

更には、管内事業者においては、事業計画等と比較してBCPの必要性の認識が薄く、その必要性を喚起する必要がある。

また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

〈定性的目標〉

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と愛媛県や鬼北町等との被害情報報告ルートの構築や感染症発生時の速やかな拡大防止策を関係機関との連携により実施する。
- ・発災後速やかな復興支援策を講じられるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

〈定量的目標〉

次のとおり、今後5年間の目標を設定する。

目標	現状	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①事業継続力強化計画の策定 (件)	0	3	3	3	3	3
②各種共済・保険制度への加入推進 (見直し、検討資料提供含む) (件)	6	10	10	10	10	10
③防災士講座への参加職員数 (人)	1	1	1	1	1	1

①事業継続力強化計画の策定

小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

②各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）

《対象共済・保険制度》

火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他

③防災士講座への参加職員数

愛媛県防災士講座の受講等を通じ当会職員の防災スキルを向上させる。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。支援にあたっては、本会と鬼北町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

＜1. 事前の対策＞

「鬼北町地域防災計画」や「鬼北町新型インフルエンザ等対策行動計画」について、当計画との整合性を図り、自然災害や感染症の発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、事業者へ感染防止対策等の周知を行うとともに、感染症に対応したビジネスプランの策定に向けた伴走支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の感染防止対策に繋がる物資等の一定量の備蓄、感染拡大を予防するために従業員のテレワーク環境を整備する等の各種支援策を情報提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、全国商工会連合会様式をもとに令和2年に事業継続計画を作成し、直近では令和6年4月に一部更新を行っている。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取組み状況を確認する。
- ・鬼北町事業継続力強化支援協議会[仮称]（構成員：本会、鬼北町）を必要に応じて開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、

当町との連携体制を確認する。

- ・ 職員の人事異動等も考慮して年 1 回は防災訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助に最優先で取り組むことに加えて、感染症等の発生時においては、感染拡大を防ぐための対策を徹底する。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。
(「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会与当町で共有する。)
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症の流行で政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、鬼北町における感染症対策本部との連携で当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 本会与当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
【豪雨における例】職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

【例：被害規模の目安は以下を想定】

大規模な被害がある	・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 当計画により、本会与当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

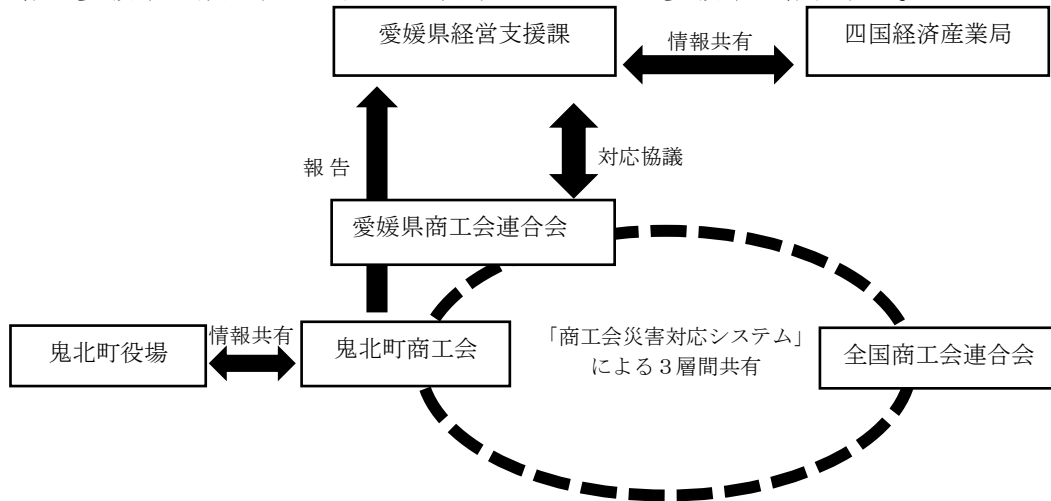
- ・ 当町で取りまとめた「鬼北町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、支援体制の維持構築に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑

に行うことができる仕組みを構築する。

- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と当町が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて本会又は当町より愛媛県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	2 2 0	2 2 0	2 2 0	2 2 0	2 2 0
・ 専門家派遣費	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
・ セミナー開催費	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0
・ パンプ、チラシ作製費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鬼北町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。